

## 7 包 装 基 準

- (1) 京都市消費者保護条例第 8 条の規定に基づく包装基準
- (2) 包装基準制定の趣旨
- (3) 包装基準の説明
- (4) 包装の適正化の指導に関する要綱
- (5) 包装の適正化の指導に関する要綱の説明

「京都市消費者保護条例規程集」（平成 14 年 3 月発行）よりの抜粋

注

基準，要綱，説明等，「消費者保護条例 ⇒ 消費生活条例」に読み替えが必要な箇所がありますが，内容的な変更はありません。

「包装基準の説明」等を掲載している直近の刊行物として御覧ください。

# 京都市消費者保護条例第8条の規定に基づく 包装基準

〔昭和59年10月4日〕  
〔告示第166号〕

京都市消費者保護条例施行規則第2条の規定に基づき、包装基準を次のとおり告示します。

## 京都市消費者保護条例第8条の規定に基づく包装基準

京都市消費者保護条例第8条の規定に基づき、包装基準を次のとおり定める。

### 1 適用範囲

この基準は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装（消費者が直接手にしたときの包装をいい、容器を用いる包装を含む。以下同じ。）に適用する。

### 2 適正な包装の基準

事業者が守るべき適正な包装の基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要以上の過大な包装（以下「過大包装」という。）でないこと。
- (2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装であること。
- (3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること。
- (4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装であること。

### 3 過大包装

- (1) 2(1)の過大包装とは、次のいずれかに該当する包装とする。ただし、商品群の特性等により次のいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ア 空間容積（包装容積から内容品体積を控除した容積をいう。）が包装容器の20パーセント以上であるもの

イ 包装経費（商品の販売価格から内容品の販売価格を控除した額をいう。）が内容品の販売価格の15パーセント以上であるもの

ウ 「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」、「十二単衣」等の方

法により内容品を実質以上に見せかけているもの

エ 二次使用機能（内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後の使用機能をいう。）を偽装したもの

オ 商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの

(2) (1)アの包装容積の及び内容品体積の算出方法は、別表第1のとおりとする。

(3) (1)ウの「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」及び「十二単衣」の意義は、別表第2のとおりとする。

#### 4 実 施 時 期

この基準は、昭和60年3月1日から実施する。

別表第1

区 分	算 出 方 法
包装容積	1 直方体の包装については、その実質の容積を算出する。 2 外箱及び内箱から成る直方体の包装については、内箱の縦及び横の長さ並びに高さを測定して容積を算出する。ただし、内箱の高さを超えて内容品が収納されているときは、その収納された状態において最も高い内容品の部分の高さを内箱の高さとみなして算出する。 3 1及び2により難い包装については、その形状等を考慮して容積を算出する。
内 容 品 体 積	1 直方体の内容品については、その実質の容積を算出する。 2 円すい形、円筒形等の内容品については、当該内容品を収納することができる最小の直方体の体積を当該内容品の体積とみなして算出する。 3 1及び2により難い内容品については、その形状等を考慮して体積を算出する。

別表第2

区 分	意 義
あげぞこ	外見から容易に判明しないような方法で包装の底を上げ，又は底を上げるのと同様のことをすること。
がくぶち	包装に額縁状の広い幅の縁取りをすること。
めがね	包装に切り抜きをして，中が見える部分のみ内容品を入れること。
あんこ	包装の底又は個々の内容品の間に紙片，木毛セロハン等を詰めること。
えんとつ	包装の中に空洞を作ること。
十二単衣	幾重にも包装を重ねること。

## 包装基準制定の趣旨

消費者をとりまく環境のなかで消費生活の向上に伴い、商品の包装・容器（以下「包装」という。）は、くらしに潤いを与えるようになってきた。同時に包装の持つ本来の商品保護、保全、運搬機能の他に販売促進機能としての役割も大きな比重を占めるようになってきている。

このことが原因となって、必要以上に空間容積を大きくしたり、必要以上に包装経費を商品価格に転嫁した過大・過剰包装による商品の販売が消費者負担を増加させている。また、包装技術や包装形態が著しい進歩を遂げた反面、安全性の問題が生じたり、資源の乱用や廃棄物処理等の社会問題も生じている。

もちろん、各関係業界団体においても「包装の適正化についての自主基準」が作成されるなど一定の進展は見られるものの、なお、包装は商品のセールスポイントとしての役割を持つため一部にはファッション性、文化性といった感性に訴えることを強調するあまり消費者の商品選択に誤認を与えたり、また、消費者にとっては不必要なものまでを購入せざるを得ないといった状況も存在している。

もとより、適正な包装に対する考え方は、経済的、社会的状況の推移とともに変化していくものであり、商品価値を適正に示す包装を否定するものではない。しかし、包装は、包装経費が商品価値に対して必要以上に転嫁されたり、消費者の選択を誤らせるおそれのない範囲で行われるべきであるという観点から、商品の内容を誇張したり、商品の価格を著しく高くさせる等消費者に著しい不利益を及ぼす包装及び資源の乱用や廃棄物の量の増大をもたらす包装の使用を防止するため、京都市消費者保護条例に基づき包装基準を定めるものである。

この包装基準は事業者が守るべき内容を具体的に示したものであるが、包装の適正化を図るためには包装そのものに関する事項を規定するだけでなく、包装に係る販売方法、表示等を具体的に指導することが必要で、それらの相乗効果によって所期の目的が達成され得るものとする。

そこで今回「京都市包装の適正化の指導に関する要綱」を併せて制定し包装に係る販売方法、表示等関連領域についての本市における指導方針を明らかにし制度の円滑な運営を図ろうとするものである。

# 包装基準の説明

## 1. 適用範囲

この基準は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装（消費者が直接手にしたときの包装をいい、容器を用いる包装を含む。以下同じ。）に適用する。

「消費者が直接手にしたときの包装」とは、消費者が商品を購入し受け取ったときの包装をいい、輸送、保管、貯蔵等のために行われる業務用の包装は含まれない。

## 2. 適正な包装の基準

事業者が守るべき適正な包装の基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要以上の過大な包装（以下「過大包装」という。）でないこと。
- (2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装であること。
- (3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること。
- (4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装であること。

(1) 「必要以上の過大な包装」については、3 過大包装において具体的に規定している。

(2) 「消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装」とは、

- ① 包装の素材等に有害物質が含まれていないもの
- ② 包装の材質・形状等によって消費者の身体を損傷するおそれのないもの等をいう。

(3) 「廃棄物処理の観点から見て適切な包装」とは、包装を廃棄処理する場合において、廃棄物の量的増大を伴ったり有害物質を排出したりすることのないものをいう。

(4) 「消費者の適正な商品選択を妨げない包装」とは、

- ① 包装に表示してある内容（文字、絵、写真等）が内容品と異なっていないもの
- ② 生鮮食料品などその色つや、新鮮度等が商品選択の際の大きな判断要素になる商品において、故意にその内容品の色つや、新鮮度をよく見せるなど誤認を招かないもの
- ③ ②に掲げる商品において、内容品が均一でない場合についてはその全体を判断できる程度以上に外見できるもの等をいう。

### 3 過 大 包 装

(1) 2 (1)の過大包装とは、次のいずれかに該当する包装とする。ただし、商品群の特性等により次のいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ア 空間容積（包装容積から内容品体積を控除した容積をいう。）が包装容器の20パーセント以上であるもの

イ 包装経費（商品の販売価格から内容品の販売価格を控除した額をいう。）が内容品の販売価格の15パーセント以上であるもの

ウ 「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」、「十二単衣」等の方法により内容品を実質以上に見せかけているもの

エ 二次使用機能（内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後の使用機能をいう。）を偽装したもの

オ 商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの

(1) 過大包装についての一般的な判定基準を規定したものである。

(2) 商品群の特性（その属する商品群に共通する特殊な包装形態、包装技術）によってアからオのいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この基準の適用の対象には含めず京都市消費者保護審議会の意見を聞いて商品群別に過大包装の個別基準を制定することとしている。（京都市包装の適正化の指導に関する要綱第6条参照）

(3) ただし書きの適用については、関係業界団体から当該商品群の特性を証する資料を添えて適用申請があったものについて検討するものとする。

(4) 空間容積率が20パーセント以下、また包装経費率が15パーセント以下であっても無条件に容認されるということではなく、適正な包装の基本的な考え方から逸脱するものについては過大包装と判定するものとする。

(5) 「詰め合わせ」の意義

主として贈物として利用されることをねらいとして同じ種類の商品を一つに包装することをいう。

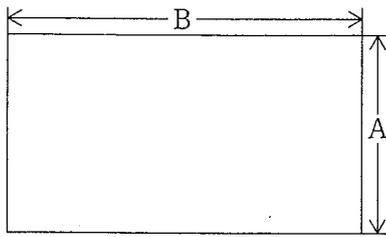
(6) 「抱き合わせ」の意義

主として贈物として利用されることをねらいとして異なる種類の商品を一つに包装することをいう。

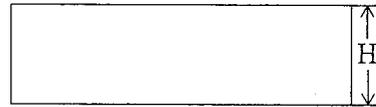
4 包装容積の算出方法（別表第1関係）

(1) 直方体の包装については、次の算出例を参考にして、その実質の容積を算出する。

(算出例)



(平面図)



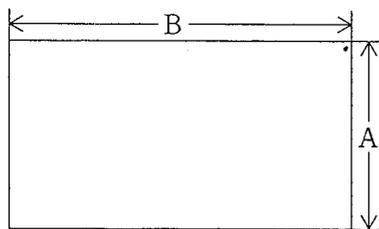
(側面図)

計算式 包装容積  $V = A \times B \times H$

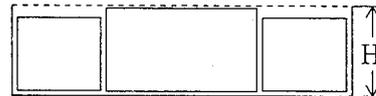
(2) 外箱及び内箱から成る直方体の包装については、内箱を基準として包装容積を算出する。

① 内箱の高さを超えないで内容品が収納されている場合は、次の算出例を参考にして包装容積を算出する。

(算出例)



(平面図)

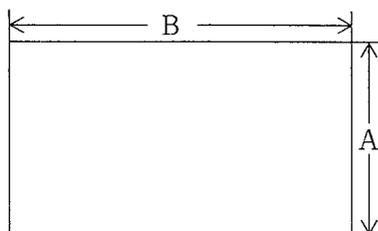


(側面図)

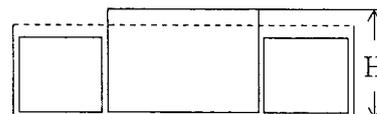
計算式 包装容積  $V = A \times B \times H$

② 内箱の高さを超えて内容品が収納されているときは、次の算出例を参考にして包装容積を算出する。

(算出例)



(平面図)



(側面図)

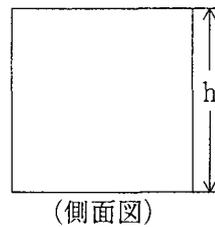
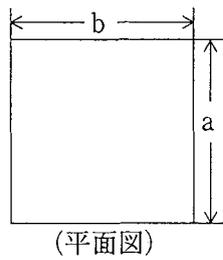
計算式 包装容積  $V = A \times B \times H$

(3) (1) 及び(2)により難しい包装については、その形状等を考慮して容積を算出する。

5 内容品体積の算出方法（別表第1関係）

(1) 直方体の内容品については、次の算出例を参考にして、その実質の体積を算出する。

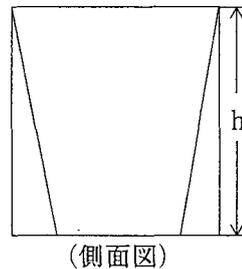
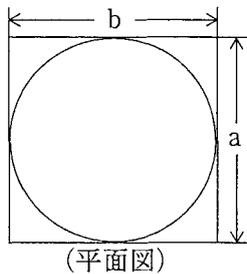
(算出例)



計算式 内容品体積  $v = a \times b \times h$

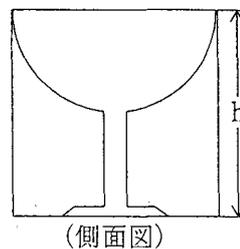
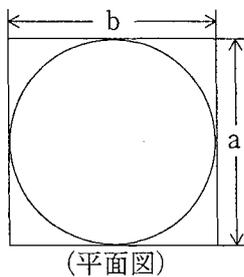
(2) 円すい形、円筒形等の内容品については、次の算出例を参考にして、当該内容品を収納することができる最小の直方体の体積を当該内容品の体積とみなして算出する。

(算出例1)



計算式 内容品体積  $v = a \times b \times h$

(算出例2)



計算式 内容品体積  $v = a \times b \times h$

(3) (1)及び(2)により難しい内容品については、その形状等を考慮して容積を算出する。

## 包装の適正化の指導に関する要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、京都市消費者保護条例第 8 条の規定に基づく包装基準（昭和 59 年 10 月 4 日京都市告示第 166 号。以下「包装基準」という。）の実施に際し、包装の適正化を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第 2 条 この要綱は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装に適用する。

### (詰め合わせ又は抱き合わせをした商品に関する事項)

第 3 条 事業者は、詰め合わせ又は抱き合わせをした商品を販売するときは、内容品のみの販売を併せて行うものとする。

2 事業者は、前項の商品を販売するときは、内容品についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示するよう努めるものとする。

3 事業者は、前項の場合において、内容品が食料品であるときは、当該包装に詰め合わせ年月日を表示するよう努めるものとする。

### (二次使用目的の包装に関する事項)

第 4 条 事業者は、二次使用を目的とした包装（内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後に、当該包装の形状、材質等から一定の用途に使用し得ることが容易に認められる包装で、本来の機能として販売されている商品と同程度の品質及び性能を有するものをいう。）をした商品を販売するときは、内容品のみの販売を併せて行うものとする。

2 事業者は、前項の商品を販売するときは、内容品についてそれぞれの品名及び数量を表示するよう努めるものとする。

3 事業者は、第 1 項の商品を販売するときは、当該包装の価格、材質、用途及び使用上の注意を表示するよう努めるものとする。

(事業者名等の表示)

第 5 条 事業者は、包装商品について責任の所在を明らかにするため、氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）その他必要な事項を当該包装に表示するものとする。

(過大包装の個別基準)

第 6 条 包装基準 3 (1)ただし書きに規定する場合には、京都市消費者保護審議会の意見を聞いて商品群ごとに過大包装の個別基準を別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年3月1日から実施する。

## 包装の適正化の指導に関する要綱の説明

- 1 この要綱において個別販売を行うべき内容品とは、社会通念上一つの販売単位となり得るものをいう。(第3条, 第4条関係)
  
- 2 この要綱において個別販売の意味は、包装の中からそれぞれの内容品を取り出して消費者が購入できるようにするという趣旨ではなく、同じ内容品を同一店舗内で購入できるとか取り寄せるなどして、選択的に購入の機会が確保されていれば良いという趣旨である。(第3条, 第4条関係)
  
- 3 詰め合わせ又は抱き合わせをした商品に関する表示事項について (第3条関係)
  - (1) 内容品のそれぞれの品名, 数量及び価格の表示は、消費者にとって見やすい場所に行うものとする。
  - (2) 内容品が食料品である場合の詰め合わせ年月日の表示は、包装の見やすい個所に押印又はラベルをはり付ける等の方法によって表示するものとする。
  
- 4 二次使用目的の包装に関する表示事項について (第4条関係)
  - (1) 内容品についてのそれぞれの品名及び数量並びに包装の価格の表示は、消費者にとって見やすい場所に行うものとする。
  - (2) 包装の材質, 用途及び使用上の注意の表示は、包装の見やすい個所に表示することが望ましいが、包装の材質又は形態によって包装に表示することが困難な場合は、説明書をもってこれに代えることができる。
  
- 5 事業者等の表示について (第5条関係)

氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び所在地)の表示は、包装の見やすい箇所に印刷, 押印又はラベルをはり付ける等の方法によって表示するものとする。
  
- 6 過大包装の個別基準について (第6条関係)

包装基準3(1)ただし書きの適用を受けた商品群については、京都市消費者保護審議会の意見を聞いて、当該商品群ごとに過大包装の個別基準を定めるものとする。